

地域再生事業

出資者の所得税軽減

株式投資分 住民参加促す 政府の方針

政府は、地域の活性化につながる事業に出資した個人を対象に、株式投資への所得税を軽減する方針を決めた。自治体や企業だけでなく、地域住民の資金も「町おこし」に活用し、自立的な再生を促す試みた。2月上旬に閣議決定する地域再生法案に盛り込み、21日召集される通常国会に提出する。

(庄司将晃)

税優遇は、過疎地を走るバスなどの公共交通機関、地場産品の販売、廃棄物処理などの環境関連といった事業を手がける「特定地域再生事業会

社」への出資が対象となる。出資額を一般の株式投資で得た利益から差し引いたり、再生事業会社への出資で損失が発生した場合、損金額を3年後

まで持ち越して、他の株式売却益と損益通算ができるようにしたりする。税優遇の対象となる再生事業会社は、各自自治体

が作成し、内閣府が認定する「地域再生計画」に沿った事業を営むことが必要で、内閣府が指定する。再生事業会社には自治体の部分的な出資を条

件とする見通しだ。

地域再生法案では地域再生交付金も新設される。複数の省庁に分散す

る污水处理、道路、港湾の3分野の補助金の一部をそれぞれ統合し、内閣府の予算として一括計上するもの。来年度予算で810億円が計上された。使途を細かく定めず、使い切れない分を次年度以降に繰り延べたりすることもできる。窓口も内閣府に一本化して自治体にとっての使い勝手を良くする。再生事業会社への税優遇は地域再生交付金の新設と並ぶ、地域再生法案の柱にする。

地域再生は小泉内閣の重要政策の一つ。少子化で不要になった校舎を地場ベンチャー企業の育成施設に衣替えするなど、補助金を使って建てた施設を目的外に転用する際の手続きを簡素化するといった「カネのかららない政策」を原則とし、地方が出すアイデアの実現への壁を取り払うことに重点を置いてきた。このため、住民の参加を促したり、縦割り行政との批判が強い補助金を統合したりする形なら資金支援も可能だと判断した。ただ、今回の税制優遇はすでに株式に投資をしている人にしか利用できず、大きく広がるかどうか不透明な面もある。